

令和 7 年 1 0 月 2 4 日
国土交通省関東地方整備局
企画部・港湾空港部

令和 7 年度 工事事故防止強化月間

～工事事故防止に向けた安全対策の取り組み～

工事安全対策の向上を図るため、工事稼働現場が増加する 11 月を「工事事故防止強化月間」とし、工事安全対策に重点的に取り組みます。

関東地方整備局では、平成 13 年度より「重点的安全対策」を定め、工事事故の防止に努めているところです。

令和 7 年度の関東地方整備局における工事事故発生状況は 9 月 30 日現在で 22 件であり、前年度同日時点の発生件数（10 件）と比較すると増加傾向にある上、工事関係者が死亡する事故が 1 件発生しており、これから工事の最盛期を迎えるに当たり、より一層の注意が必要です。

工事安全対策の向上を図るため、工事稼働現場が増加する 11 月を「工事事故防止強化月間」とし、別紙のとおり実施要領を定め、管内関係事務所に通知するとともに、関係業団体に協力を要請し、工事安全対策に重点的に取り組みます。

なお、令和 7 年度の工事事故発生状況の詳細、および事故事例については、「関東地方整備局工事の安全対策」で検索いただきご確認ください。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 企画部

電話：048-600-1332（直通） FAX：048-600-1375

技術調査課 課長補佐 高坂（こうさか）（内線：3252）

関東地方整備局 港湾空港部

電話：045-211-7419（直通） FAX：045-211-0203

工事安全推進室 室長 北上（きたかみ）（内線：5708）

令和7年度 工事事務事故防止強化月間 実施要領

1 目的

工事事務事故防止強化月間（以下「強化月間」という。）は、工事事務稼働現場が多くなる時期において、安全対策の取組を確認・強化することにより、受発注者の安全意識を高め、工事事務事故を防止することを目的とする。

2 対象期間

令和7年11月1日（土）から令和7年11月30日（日）まで。

（※上記対象期間は推奨期間であり、対象期間内に実施が困難な場合はこの限りではない。）

3 実施内容

各事務（管理）所、センターにおいては、以下の実施内容について取り組むものとし、以下の実施内容以外の安全対策の取組についても、各管内の現場状況や工事特性、事故の発生状況等を踏まえ、積極的に取り組んでいくこと。

① 安全協議会等の開催

- ・強化月間内に施工中の全工事の受注者を対象とした安全協議会等を、事務所所長出席のもと、事務所単位又は出張所単位で適宜開催する。
- ・安全協議会等では、「関東地方整備局令和7年度重点的安全対策」、「事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起」等を説明し、周知徹底を図る。管内の労働基準監督署、所轄警察署の講話及び外部機関（建災防等）を活用した講習会等を併せて行い、安全に対する注意喚起を図る。

② 現場の安全総点検・パトロールの実施

- ・強化月間内に施工中の全ての工事について、現場の安全総点検・パトロールを実施し、安全対策が適切に実施されていることを受発注者間で相互に確認して安全意識の向上を図る。
- ・必要に応じ、管内の労働基準監督署に協力要請し、合同で実施する。
令和7年度に工事事務事故が発生した現場については、再発防止の取組の実施状況を確認する。

③ 啓発活動

強化月間の趣旨を工事関係者等に広く周知するため、次のような啓発活動を積極的に実施する。

- ・「関東地方整備局令和7年度重点的安全対策」の啓発
- ・「工事事故防止強化月間」チラシの配布・掲示
- ・「工事事故の現状と対策について」（本局作成資料）の配布
- ・事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起
- ・現場で作業を行う業務委託業者に対する安全対策についての注意喚起



令和7年度 工事事故防止強化月間

実施期間：令和7年11月1日～11月30日

取り組み内容



安全協議会等の開催



現場の安全総点検、パトロールの実施



安全管理・事故防止に関する啓発活動

【関東地方整備局管内 工事事故発生状況】

- ◆ 令和7年9月末時点の工事事故発生件数は **22件**
(対前年度比で **12件増加!**)
- ◆ 工事関係者が死亡する **重大事故が1件発生**
- ◆ 公衆損害事故（特に「**架空線・標識等損傷**」）が**多発**



ホームページでは工事事故の発生件数や事故事例など各種安全関係の資料を掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>



問合せ先：国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工担当



048-600-1332 (ダイヤルイン)

工事事故の現状と対策について



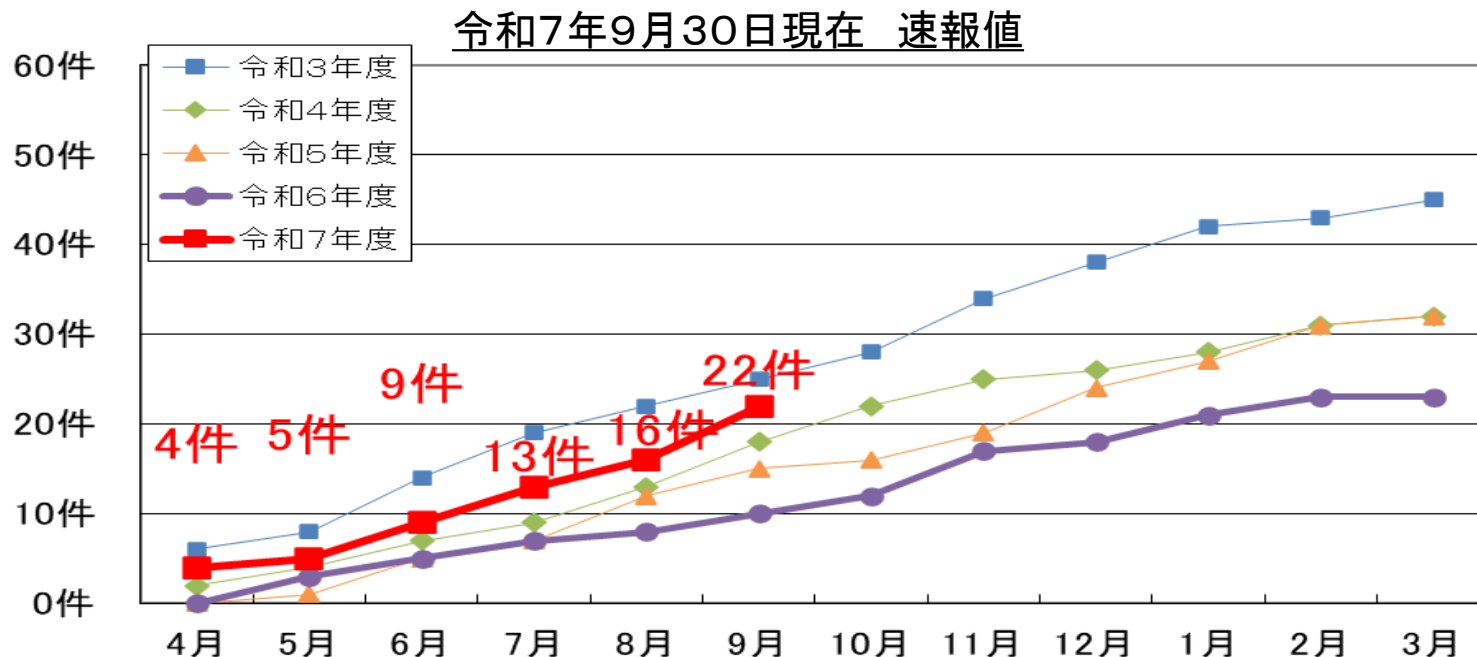
令和7年10月
関東地方整備局 企画部 技術調査課

【目次】

1. 令和3年度～7年度 工事事務発生状況	P2
2. 死亡事故の発生状況	P3
3. 発生形態別 工事事務発生件数の内訳	P4
4. 令和7年度 重点的安全対策	P5
5. 工事事務防止強化月間について	P8
6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R6年度)	P10
7. 工事事務発生事例(R7年度)	P15

1. 令和3年度～7年度 工事事故発生状況

- ▶ 令和7年度は9月末時点で累計22件の工事事故が発生しており、前年度同月と比較すると12件増加しており、引き続き注意が必要。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度 累計	6件	8件	14件	19件	22件	25件	28件	34件	38件	42件	43件	45件
(月毎)	(6件)	(2件)	(6件)	(5件)	(3件)	(3件)	(3件)	(6件)	(4件)	(4件)	(1件)	(2件)
令和4年度 累計	2件	4件	7件	9件	13件	18件	22件	25件	26件	28件	31件	32件
(月毎)	(2件)	(2件)	(3件)	(2件)	(4件)	(5件)	(4件)	(3件)	(1件)	(2件)	(3件)	(1件)
令和5年度 累計	0件	1件	5件	7件	12件	15件	16件	19件	24件	27件	31件	32件
(月毎)	(0件)	(1件)	(4件)	(2件)	(5件)	(3件)	(1件)	(3件)	(5件)	(3件)	(4件)	(1件)
令和6年度 累計	0件	3件	5件	7件	8件	10件	12件	17件	18件	21件	23件	23件
(月毎)	(0件)	(3件)	(2件)	(2件)	(1件)	(2件)	(2件)	(5件)	(1件)	(3件)	(2件)	(0件)
令和7年度 累計	4件	5件	9件	13件	16件	22件						
(月毎)	(4件)	(1件)	(4件)	(4件)	(3件)	(6件)						

※事故件数は、令和7年9月30日時点の暫定値

2. 死亡事故の発生状況

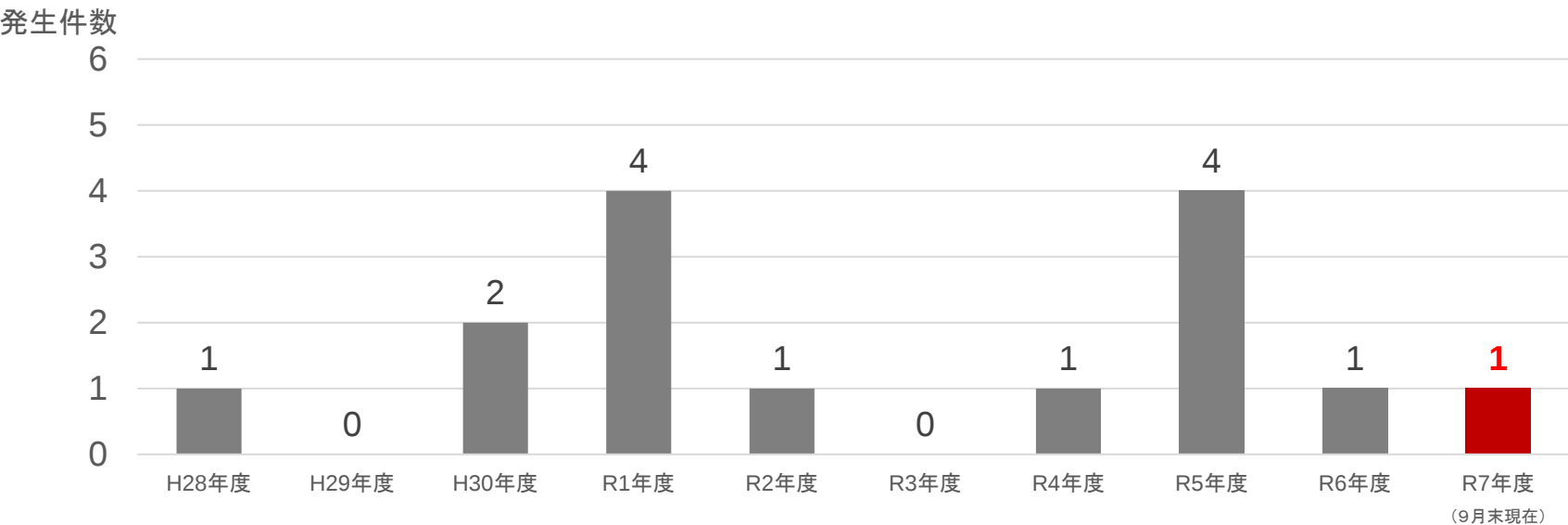
▶ 令和7年度は9月末時点で、工事・業務関係者が死亡する事故が1件発生。

■令和7年度 死亡事故発生状況

事故発生日	種別	発生都県	発生状況
令和7年6月25日	法面処理工事	栃木県	上部タワー付近にて、横行索の盛替作業を行っていた際、控ワイヤー3本を設置していた岩塊が碎けてワイヤーが抜け、上部タワーがバランスを崩し転倒し、下部で作業を行っていた作業員に激突した。

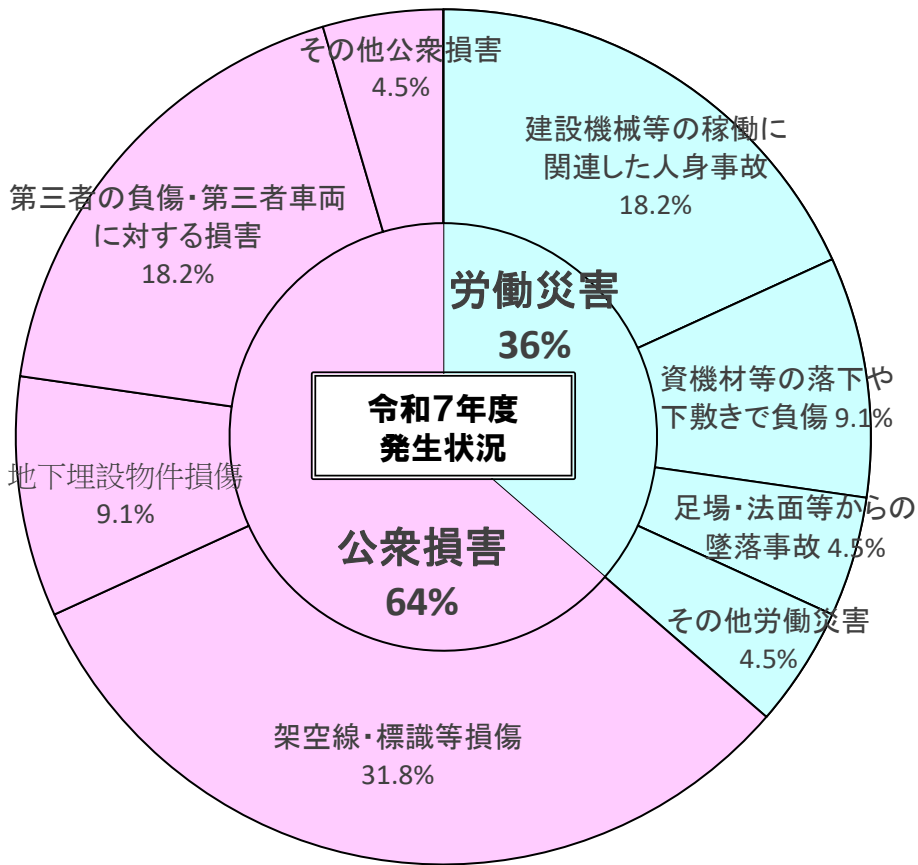
※事故発生原因等を調査中。

■死亡事故発生件数の推移(過去10年)



3. 発生形態別 工事事故発生件数の内訳

- ▶ 令和7年度発生形態の内訳では、36%が労働災害で、64%が公衆損害事故となっている。
- ▶ 令和7年度の工事事故件数は、近年同月比で増加傾向である。また、公衆損害の占める割合が高く、重点的安全対策に定めている「架空線・標識等損傷」について、多く発生している状況。



※その他事故とは、建設機械の転倒・転落事故のうち、工事関係者の死傷者がなく、公衆に損害を与えていない事故を分類

※令和7年度の事故件数については、9/30現在暫定の件数である。

発生形態		発生件数			
		R4	R5	R6	R7 (R7.9末時点)
労働災害	建設機械等の稼働に関連した人身事故	6	5	8	4
	部材の加工作業等により自らを負傷	1	2	2	0
	資機材等の落下や下敷きで負傷	0	9	2	2
	足場・法面等からの墜落事故	3	6	0	1
	準備作業、測量調査業務等における人身事故	0	1	1	0
	その他労働災害	3	1	3	1
	小計	13	24	16	8
公衆損害	架空線・標識等損傷	3	0	2	7
	地下埋設物件損傷	5	1	1	2
	第三者の負傷・第三者車両に対する損害	5	4	1	4
	その他公衆損害	6	3	3	1
	小計	19	8	7	14
その他事故※		0	0	0	0
合 計		32	32	23	22

4. 令和7年度 重点的安全対策

- ▶ 年度を通し重点的に安全対策を行う事項を設定することで、工事関係者に工事事故防止に努めていただくことを目的とし、「令和7年度 重点的安全対策」を下記の通り策定しています。

Ⅰ. 架空線等上空施設の損傷事故防止		Ⅳ. 足場・法面等からの墜落事故防止	
①事前確認及び周知・指導の徹底		①作業方法及び順序の周知	
②目印表示等の設置		②墜落防止設備の設置、使用 ・特に足場の組立て等作業時における墜落制止用器具（安全帯）の掛替え時の墜落防止対策として「墜落制止用器具（安全帯）の二丁掛」を基本とする。	
③適切な誘導		③安全通路の設定、周知徹底	
④アーム・荷台等は下げて移動		④「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守	
Ⅱ. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止		Ⅴ. 地下埋設物の損傷事故防止	
①適切な施工機械の選定及び使用		①事前調査、試掘の実施	
②誘導員の配置		②目印表示、作業員への周知	
③作業員に対する作業方法の周知 ・定置式建設機械等の使用において、歯車、ベルト、チェーン等、接触により作業員に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆いや柵を設ける等、危険を防止するための措置を講じる。		③監視員の配置	
④点検・清掃時の安全確保		Ⅵ. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害	
①危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底 ・現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査（リスクアセスメント）等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映させる。		①適切な交通誘導	
②現場条件に応じた措置の実施 ・現場条件と施工計画とが一致しない場合は、速やかにその原因を調査分析し、現場条件を考慮した施工計画に変更し、適切な施工管理に努める。		②交通関係法令の遵守	
③飛来落下等の防止対策の徹底 ・防網設備の設置、立入区域を設定する等、飛来落下等による危険防止措置を講じることを徹底する。 ・物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。 ・作業床端、開口部、のり肩等の周辺には集積しないこと。		③運搬物の安定性の確保	
Ⅲ. 資機材等の下敷きによる人身事故防止		Ⅶ. 事故防止	
①危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底 ・現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査（リスクアセスメント）等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映させる。		①基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施	
②現場条件に応じた措置の実施 ・現場条件と施工計画とが一致しない場合は、速やかにその原因を調査分析し、現場条件を考慮した施工計画に変更し、適切な施工管理に努める。		②安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討	
③飛来落下等の防止対策の徹底 ・防網設備の設置、立入区域を設定する等、飛来落下等による危険防止措置を講じることを徹底する。 ・物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。 ・作業床端、開口部、のり肩等の周辺には集積しないこと。		③作業員に対する安全教育	
		④適正な工程管理	
		⑤交通安全管理	

4. 令和7年度 重点的安全対策（地下埋設物・架空線の損傷事故の防止）

- ・今年度も、施工中に地下埋設物件・架空線と接触する事案が引き続き多く発生しております。
- ・重大事故に繋がる恐れがあるため、下記チェックリストをご活用いただき、改めて事故防止に努めていただくようお願いいたします。

地下埋設物に関する作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。		/ /
2. 地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。		/ /
3. 埋設物管理者及び監督職員に立会を求め、地下埋設物の確認を行っているか。		/ /
4. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペンキ等の目印を付けているか。		/ /
5. 埋設物管理者及び監督職員に試掘の立会を求めたか。		/ /
6. 埋設物管理者及び監督職員の立会のもとに試掘を行ったか。		/ /
7. 試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。		/ /
8. 埋設物の詳細な位置を確認したか。		/ /
9. 発注者へ確認結果を報告したか。		/ /
10. 地下埋設物の近接作業方法について作業員に周知しているか。		/ /

4. 令和7年度 重点的安全対策（地下埋設物・架空線の損傷事故の防止）

架空線近接箇所での作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 工事現場における架空線等上空施設については、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認しているか。		／／
2. 現地調査結果を発注者（監督職員）に報告したか。		／／
3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。		／／
4. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 ①架空線等上空施設への防護カバーの設置 ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置 ③架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置 ④建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定 ⑤近接して施工する場合は見張員の配置		／／
5. 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材料等について安全な離隔を確保しているか。		／／
6. 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手・監視人に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置（場所、高さ等）を連絡するとともに、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について周知徹底しているか。		／／
7. 公道における架空線等上空施設の損傷事故防止のため、重機回送時の高さチェックやダンプトラックのダンプアップ状態での走行禁止についても周知徹底しているか。		／／

（高圧線付近での作業）

8. 接触のおそれのある高圧線には防護措置を講じているか。または誘導員を配置しているか。		／／
9. 電路から下記の離隔距離が十分とれているか。		／／

電路の電圧（交流）	離隔距離
特別高圧（7,000V以上）	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し
高圧（600～7,000V）	1. 2m以上
低圧（600V以下）	1. 0m以上

関東地方整備局ホームページに掲載

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf

5. 工事事事故防止強化月間について

■目的

工事稼働現場が多くなる時期において、安全対策の取組を確認・強化することにより、受発注者の安全意識を高め、工事事事故を防止することを目的として実施。

■対象期間

令和7年11月1日（土）～令和7年11月30日（日）までとする。

■実施内容

① 安全協議会等の開催

- ・「関東地方整備局令和7年度重点的安全対策」、「事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起」等を説明し、周知徹底を促す。
- ・外部機関を活用した講習会等を併催し、安全意識の向上を図る。

② 現場の安全総点検・パトロールの実施

- ・強化月間内に施工中の全ての工事について、現場の安全対策が適切に実施されていることを受発注者間で相互に確認して安全意識の高揚を図る。
- ・必要に応じ、管内の労働基準監督署に協力要請し、合同で実施する。

5. 工事事事故防止強化月間について

③ 啓発活動

- ・「関東地方整備局令和7年度重点的安全対策」の啓発
- ・「工事事事故防止強化月間」チラシの配布・掲示
- ・「工事事事故の現状と対策について」（本局作成資料）の配布
- ・事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起
- ・現場で作業を行う業務委託業者に対する安全対策についての注意喚起

6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R6年度)

<安全対策の模範事例>

省人化による安全対策



マグネット式アタッチメントによる鉄板敷作業の省人化

省人化による安全対策



閉塞空間の多い構造物内点検を
ドローンを用いて実施

重機の誤作動防止



建設機械に作業手順を表示

重機との接触防止



クレーン操縦席からの死角を、操縦席モニターで確認可能

6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R6年度)

<安全対策の模範事例>

転落防止



渡河部に落下防止柵を設置

現場内の転倒防止

※安全パトロールをふまえた改善事例



付着した泥による転倒防止のため、
洗い場、泥落としマットを設置

足場内の安全確保



採光を確保し、足場内の視認性の向上

安全通路の明確化



ポール及びチェーンを用いた安全通路の設置

6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R6年度)

<安全対策の模範事例>

作業担当の明確化



作業担当内容を安全ベストに目立つように表示

夜間における安全確保

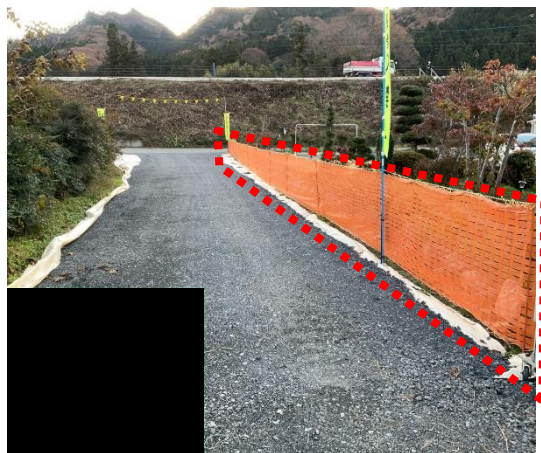
※安全パトロールをふまえた改善事例



ライトを設置し、視認性を向上

第三者災害の防止

※安全パトロールをふまえた改善事例



工事用道路と民地との境界にオレンジネットを設置

第三者災害の防止



現道部での高木剪定作業における安全確認手順を
作業車両に明示

6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R6年度)

<安全対策の模範事例>

第三者災害の防止



第三者の往来が多い堤防除草エリアに
センサー付きスピーカを設置し、音声による注意喚起

上空施設への接触防止

拡大写真



注意喚起(のぼり旗)

ライトアップ、のぼり旗による接触防止の注意喚起

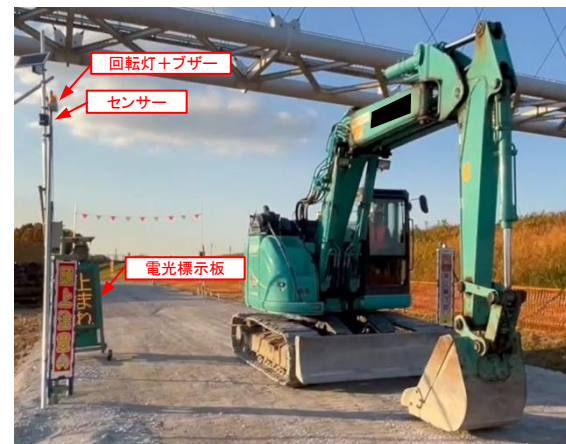
第三者災害の防止



各方向の車両接近を検知して文字を表示し、
退出する工事関係車両に対し注意喚起

見通しの悪い作業ヤード出入口に
AI搭載カメラ、LED看板モニター画面を設置

上空施設への接触防止

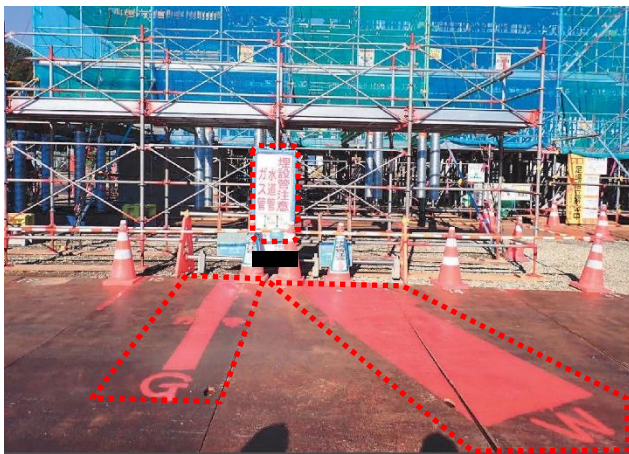


通行車両の高さをセンサーで感知し、
回転灯、ブザー及び電光標示板による注意喚起

6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R6年度)

<安全対策の模範事例>

地下埋設物の損傷防止



埋設位置の路面標示、注意喚起標識の設置

熱中症対策



近傍に遮蔽物がない現場へ休憩 TENT、飲料等を設置

盗難対策



発電機の周囲に目隠しフェンスを設置

盗難対策ほか



敷鉄板同士に専用のリングプレートを設置し、盗難防止、ずれ防止

7. 工事事事故発生事例(R7年度)

【事故事例①】 バックホウを現場から搬出する際に、架空線(テレビケーブル)を損傷

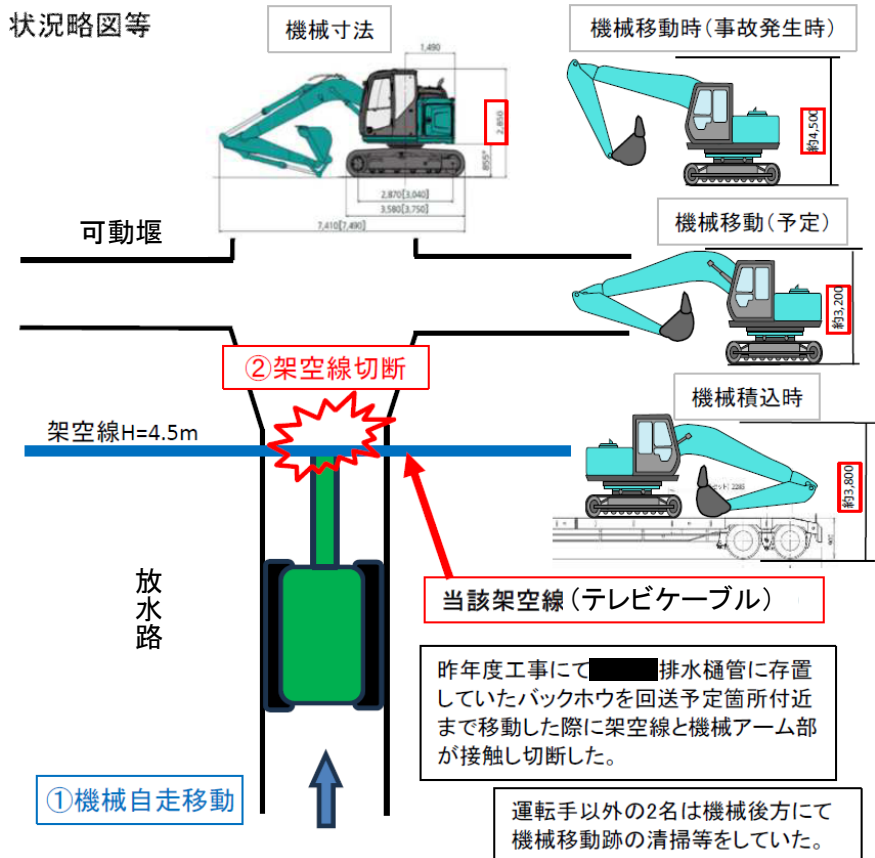
工事種別	維持修繕工事	事故発生日	令和7年4月4日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	----------	------	----

■事故概要

公衆損害 - 架空線・標識等損傷

- ・ 0. 45m3のバックホウを現場から搬出する際に、回送場所まで自走移動していたところ、架空線（テレビケーブル）に接触し断線させた。近隣2軒：約4時間テレビ・インターネット使用不可。

■事故発生状況



7. 工事事故発生事例(R7年度)

【事故事例①】 バックホウを現場から搬出する際に、架空線(テレビケーブル)を損傷

発生要因

- 運転者の判断で他2名に機械移動跡清掃を指示し、誘導員を配置せずに1人で機械移動をしてしまった。
- 坂路走行時アームの高さを把握せず走行した。
- 架空線が存在していたことは確認していたが、高さの確認を怠っていた。
- 作業計画では架空線についての打合せをしたが、KYの際記載が抜けていた。
- 回送場所の指示が不明確であった。

再発防止策

- 一般者の立ち入る箇所で重機を稼働する時は、誘導員を配置する。
- 重機運転手及び誘導員は、架空線やアーム高さを確認する。
- 重機回送ルート of 架空線の高さを確認し、のぼり旗を設置する。
- 作業計画に基づいた下請のKYについて、元請も確認する。
- 作業計画書等により回送場所を明確に示す。

7. 工事事事故発生事例(R7年度)

【事故事例②】 掘削積込作業中、バックホウのブームを旋回した際に、架空線(NTT)を損傷

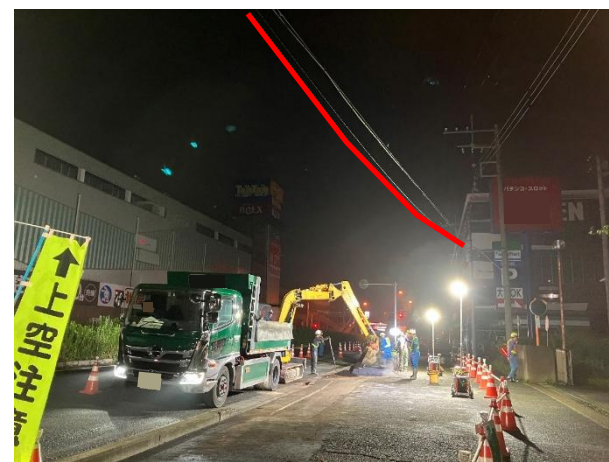
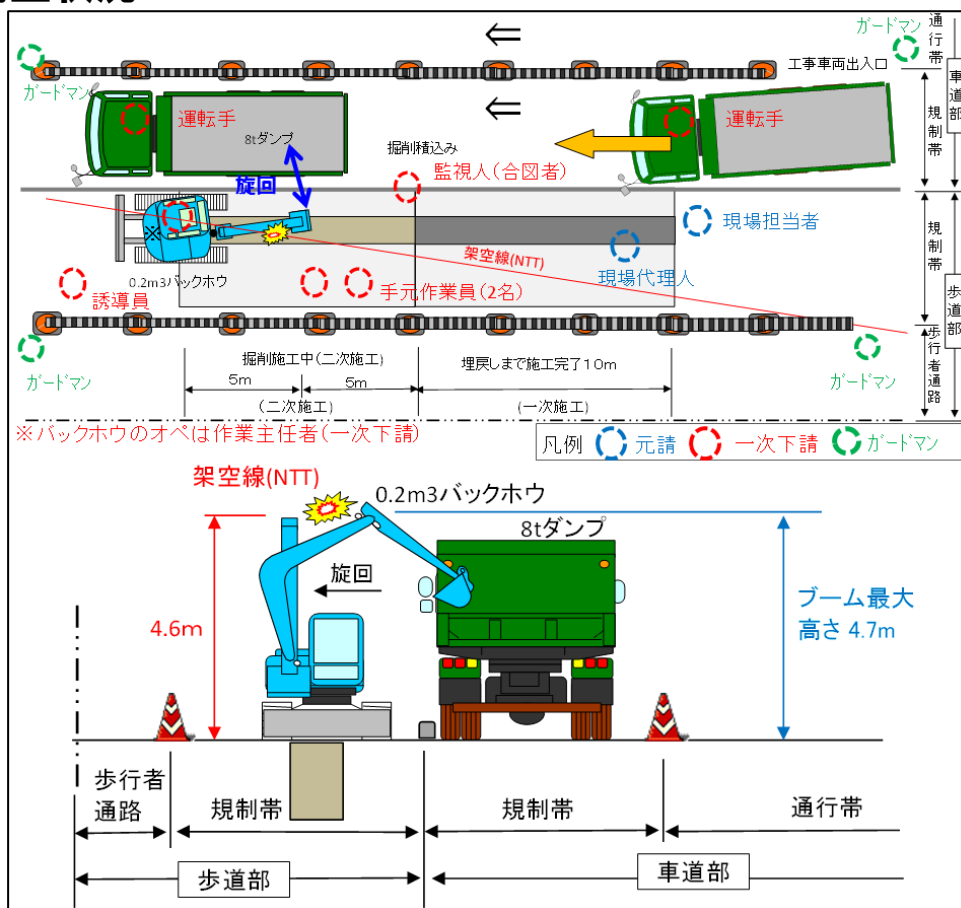
工事種別	アスファルト舗装工事	事故発生日	令和7年6月12日	気象条件	晴れ
------	------------	-------	-----------	------	----

■事故概要

公衆損害 - 架空線・標識等損傷

- バックホウによる掘削積込作業において、ダンプトラック積込から掘削箇所へバックホウブームを旋回した際に、施工箇所上空にある架空線（NTT）にブームが接触し切断した。

■事故発生状況



7. 工事事事故発生事例(R7年度)

【事故事例②】 掘削積込作業中、バックホウのブームを旋回した際に、架空線(NTT)を損傷

発生要因

- バックホウの監視人（合図者）が新たに入場してきたダンプトラックに気をとられ、バックホウの動きに応じたオペレータとの連携を未実施。
- 現地の架空線高さ5.0m（実際高さ4.6m）と判断し、使用機械の選定をブーム最大高さ4.7mの0.2m³バックホウを使用。
- 管路施工の原位置で架空線高さを計測せず、作業員に対し誤った高さ（5.0m）を周知。
- 架空線管理者を把握していなかった。
- 架空線管理者の緊急連絡先（夜間連絡先）を把握していなかったため、緊急連絡に手間取り、復旧まで事故発生から約9時間要した。

再発防止策

- 架空線と施工箇所の交差箇所では、監視人を2名体制で実施。（通常の監視人とは別に元請職員又は協力会社で予め指名）
- 架空線高さに応じた作業計画を作成、適切な使用機械を選定。
- ブーム自動停止システム（設定したブーム高さで自動停止）を使用し、架空線に接触しない高さで設定。
- ダンプ規格も架空線高さに応じて選定。（8t→4t）
- 施工場所での架空線高さを事前に計測し、オペレータ、監視員、作業員へ周知。
- 作業当日、現位置でも確認し、使用機械を最大高さで停止させ、架空線との位置関係を併せて確認。
- 現地の架空線種別及び管理者を整理し、施工計画に記載し管理。
- 各管理者に確認し、夜間休日連絡先を施工計画に記載、緊急連絡カードへ記載、携帯電話アドレス帳へ登録し、速やかに連絡できる体制を確保。

7. 工事事事故発生事例(R7年度)

【事故事例③】 規制車のサインライトが信号機に接触し、信号灯が視認できない状況になった

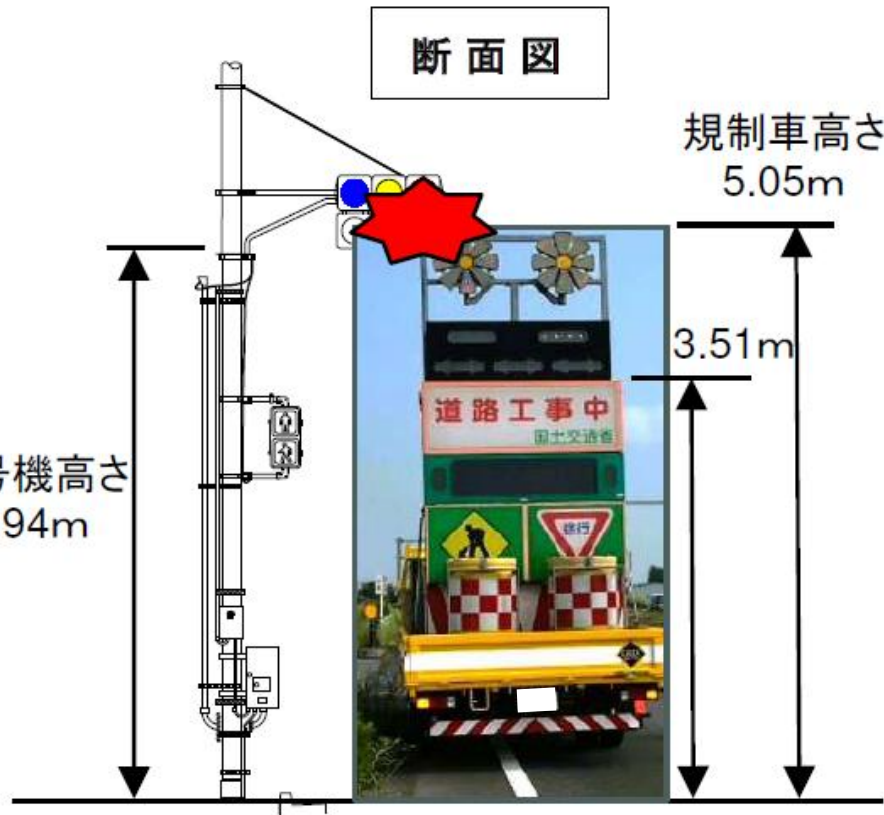
工事種別	維持修繕工事	事故発生日	令和7年7月10日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■ 事故概要

公衆損害 - 架空線・標識等損傷

- ・ 交差点にて、規制作業中、規制車の配置箇所サインライトを上げるべきところ、配置箇所手前でサインライトを上げて規制車を移動させたため、信号機に接触し、信号灯が90° 曲がり、通行車両から信号灯が視認できない状況となった。

■ 事故発生状況



7. 工事事事故発生事例(R7年度)

【事故事例③】 規制車のサインライトが信号機に接触し、信号灯が視認できない状況になった

発生要因

- 信号機と規制車のサインライトの高さを正確に把握していなかった。
- 1人作業で規制車を移動してしまった。
- 規制車配置箇所に移動してからサインライトを上げずに手前で上げてしまった。
- 除草作業の為、架空線等上空施設の損傷事故を予測できなかった。
- 作業従事者への注意喚起の頻度が少なかった。

再発防止策

- 作業開始前に車高測定用メジャーポールにより、上空施設の高さを計測する。
- 規制車の移動を行う時は、見張員を配置し、サインライトが降りているか確認を行う。
- 運転席ドアに注意喚起のステッカーを掲示するとともに、サインライトを昇降させる人を朝礼時に選任する。
『移動前、サインライト確認（サインライトを上げて移動しない）』
- 全作業において、架空線等上空施設の有無を確認し、有りの場合は、チェックリストを活用する。
- 朝礼で、毎回注意喚起を行う。※作業手順書に追加し再発防止に努める。

7. 工事事事故発生事例(R7年度)

【事事故事例④】ハンドガイド式草刈機より転落した作業員が機械に足を轢かれ負傷

工事種別	維持修繕工事	事故発生日	令和7年8月19日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■事故概要

労働災害 - 建設機械等の稼働に関連した人身事故

- 堤防川裏平場をハンドガイド式草刈機で下流から上流方面へ除草作業中、堤防天端へ移動のため、堤防法面を草刈機を後進させながら移動させる際に、天端法肩付近で作業員が草刈機より転落し、右足が履帯の下敷きとなり負傷した。

■事故発生状況



7. 工事事故発生事例(R7年度)

【事故事例④】ハンドガイド式草刈機より転落した作業員が機械に足を轢かれ負傷

発生要因

- 堤防天端にあがる手前で、法肩に沿うように走行、進入角度を緩めた上で天端へ進入するべきところ、事故当時は角度がついた状態で天端へ進入し大きな揺れが生じた。
- 堤防天端へ移動のため、被災者がハンドガイド式草刈機ステップの右端に立ち堤防法面を斜めに上がる際、天端にさしかかった際に車体が揺れ、足を滑らせ転落。

再発防止策

- 危険個所の情報共有
 - ・KY活動時に平面図にて法面勾配及び危険個所を共有、草刈機進入路を設定。
- 作業手順書の再確認
 - ・従前、肩掛式とハンドガイド式草刈機の作業手順をまとめて記載していたため、両者を分けて記載し、自分の作業の確認事項を明確にするとともに、他者の確認事項を明確化。
- ハンドガイド式草刈機取扱講習への参加
 - ・ハンドガイド式草刈機操縦者は、メーカーの取扱講習に参加し、改めて正しい取り扱いを把握。
 - ・新規入場者等で作業員が変わった場合は、その都度、講習を受講。
- 操縦時の立ち位置
 - ・操縦者は、ハンドガイド式草刈機ステップ中央の正しい立ち位置で操縦。

7. 工事事務発生事例(R7年度)

【事故事例⑤】鉄筋材の投入中に、鉄筋束から鉄筋が滑り落ち、作業員が負傷

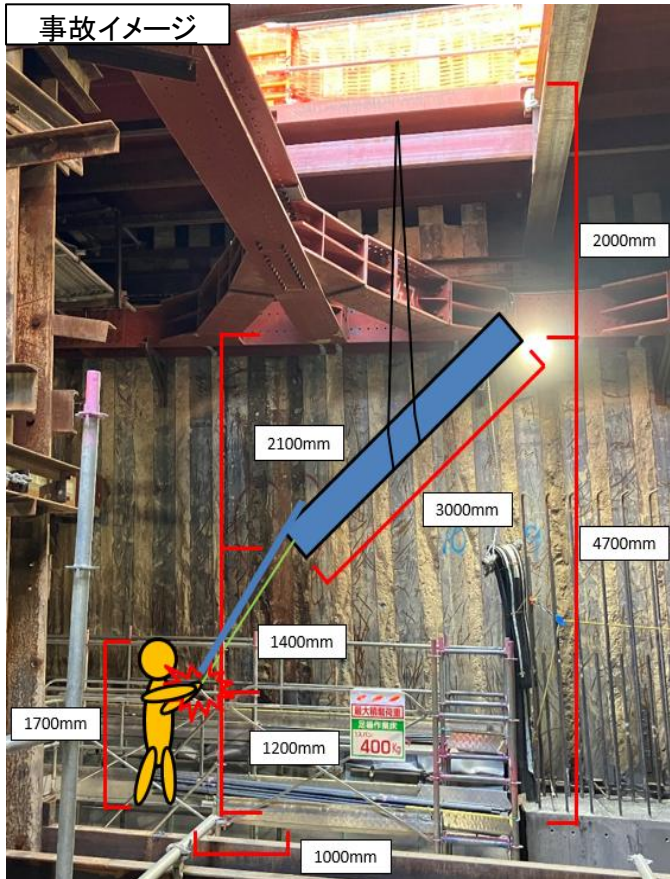
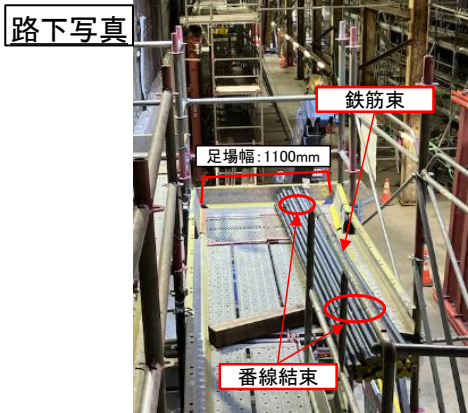
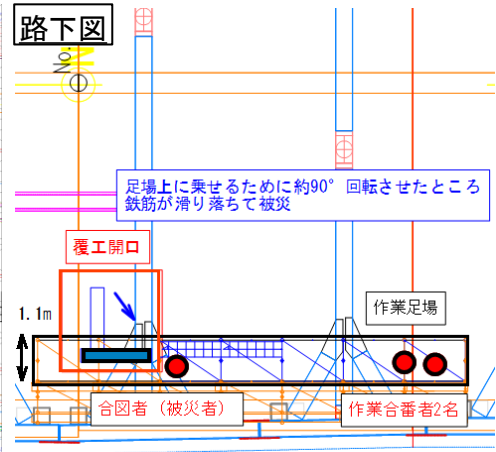
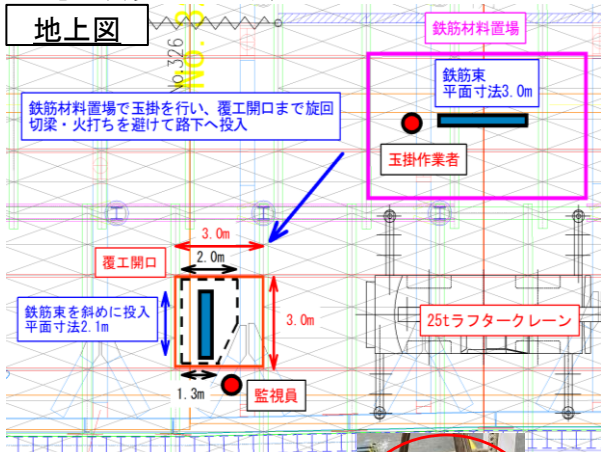
工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和7年6月19日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■事故概要

労働災害 - 資機材等の落下や下敷きで負傷

- 側壁の鉄筋組立をするために、覆工板上から路下に鉄筋材を投入していたところ、覆工受桁・火打ちを避けるために、斜め吊りした鉄筋束（径：D32、長3.0m、40本）を、足場上に仮置きするために介錯ロープで向きを変えようと引っ張った際、その際、鉄筋束から2本の鉄筋が滑り落ち、作業員の左腕に当たり負傷した。

■事故発生状況



7. 工事事故発生事例(R7年度)

【事故事例⑤】鉄筋材の投入中に、鉄筋束から鉄筋が滑り落ち、作業員が負傷

発生要因

- 鉄筋工（玉掛者）は、作業手順に定め、事故前の長尺鉄筋束を吊る際は布袋を使用したか、事故時は、鉄筋長（L=3m）が短いため、玉掛者判断で手間を惜しんで布袋を未使用。
- 鉄筋工（玉掛者）は、経験年数が少なく、鉄筋が滑り落ちる可能性を軽視。
- 鉄筋工（監視員）・クレーン運転手は、3・3・3運動の実施は確認していたが、斜吊りの鉄筋束に布袋が無い点を看過。
- 鉄筋工（合図者）は、鉄筋が滑落した場合、直撃する位置で作業していた。
- 搬入時に予め実施されていた加工場の番線結束（2箇所）が問題ないと判断したが、結束がゆるんだ可能性がある。
- 直前の巡視では布袋の使用を確認し、継続して使用する旨を声掛けしたが、当該作業での布袋の未使用を見落とした。

再発防止策

- 縦吊り時は、布袋を使用する作業手順を再周知・徹底。
- 本事故を教育資料とし、全作業員・新規入場者へ教育を実施。
- 布袋使用を玉掛者・監視員・合図者・クレーン運転手のうち、複数人確認を徹底。
- 荷が十分下りてから向きを変える作業手順を徹底。
- 加工場の番線結束に加え、現場でも番線結束を2箇所追加。
- 工場で鉄筋束の布袋設置側にマーキングし、現場では、布袋でマーキングが隠れないかぎり、吊り作業を行わない。（確実な布袋設置）
- 布袋が必要な作業は、KY指示書に記載、日々KYで確認実施。
- 鉄筋工の作業場に布袋使用を意識づける看板を設置。

7. 工事事故発生事例(R7年度)

【事故事例⑥】 工事車両出入口の門扉が第三者車両のミラーを損傷させた

工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和7年4月15日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■ 事故概要

公衆損害 - 第三者車両等に対する損害

- ・ 県道からの工事車両出入口を設置していたところ、出入口に設置してあるアルミ製の両開きの門扉が、突風にあおられ開いた状態のまま一般道の車道まで出てしまい、そこに出入口付近を走行していた大型トラックの左側の補助ミラーと接触し、ミラーが破損した事故。

■ 事故発生状況



7. 工事事故発生事例(R7年度)

【事故事例⑥】 工事車両出入口の門扉が第三者車両のミラーを損傷させた

発生要因

- 門扉の開閉作業をする場合は必ず監視員（主にガードマン）がおり、万が一（開閉時に）門扉が動いても止めることが出来る体制としている。しかし、今回の事象発生時においては、現地作業（切土）が概成し、最後の後片付けをしている状況（車両の出入りがまばら。作業員もわずか。）であったため、監視員不在のまま門扉が開いた状態であった為、門扉が動いたときに止める事ができなかった。
- 受注者は気象台の情報だけに頼らず現地にも風速計を設置し観測を行っていたが、今回の事象発生時には、施工計画書で定めている10分間の平均風速10m/秒になっていなかったため緊急点検は実施していなかった。そのような中、急に、想定外の突風（平均風速約4.1m。最大瞬間風速約10.0m）が吹き、ロープが門扉の支柱から外れて門扉が動いたものである。

再発防止策

- 車両の出入りがある場合以外は、必ず施錠（鍵で固定）し、強風が吹いても門扉が動かない状況を確保する。門扉の開閉作業をする場合は、車両の出入りが少ない場合であっても、必ず監視員（主にガードマン）を配置する。
- 現場で突風を確認した場合は、平均風速10mに達していない場合においても緊急点検を行うこととする。現場事務所に設置している風速計に最大風速10mを超した場合に警報メールを一斉配信する仕組みを追加し、想定外の強風時も迅速に対応出来る体制を構築する。
- 上記対策が行われているかを確認するため、安全巡視記録項目に追加し、毎日点検を実施し、また想定外の強風対策を今後のヒヤリハット項目として活用していく。

7. 工事事事故発生事例(R7年度)

【事事故事例⑦】 堤脚水路の集水桝を施工中に、バックホウで水道管を損傷

工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和7年8月20日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■事故概要

公衆損害 -地下埋設物件損傷

- 堤脚水路工の集水桝を施工するため、バックホウ（0.25m3）で床掘作業中に、埋設されていた水道管（φ50mm）に接触し破損させた。
水道本管 φ50mm破損により、26戸が約4時間断水。

■事故発生状況

事故発生状況イメージ①



事故発生状況イメージ②



事故発生時の状況



断水後の状況



7. 工事事故発生事例(R7年度)

【事故事例⑦】 堤脚水路の集水桝を施工中に、バックホウで水道管を損傷

発生要因

- 元請及び一次下請は事前に水道管埋設位置の確認を行わなかった。
- 元請職員は水道管の埋設位置は通常、舗装道路の下にあり、現場内へ水道管が埋設されていないと思い込み、埋設管の近接工事という認識を持っていなかった。
- 情報収集段階でのミス：水道管理者から入手した図面が縮尺が小さい図面（縮尺1/4000）のみで、水道管の埋設位置を舗装道路下にあると思い込んだ。
- 情報共有の欠落：元請職員は埋設管の近接工事という認識を持っていなかった為、作業員（下請）へ埋設管の情報共有を未実施。

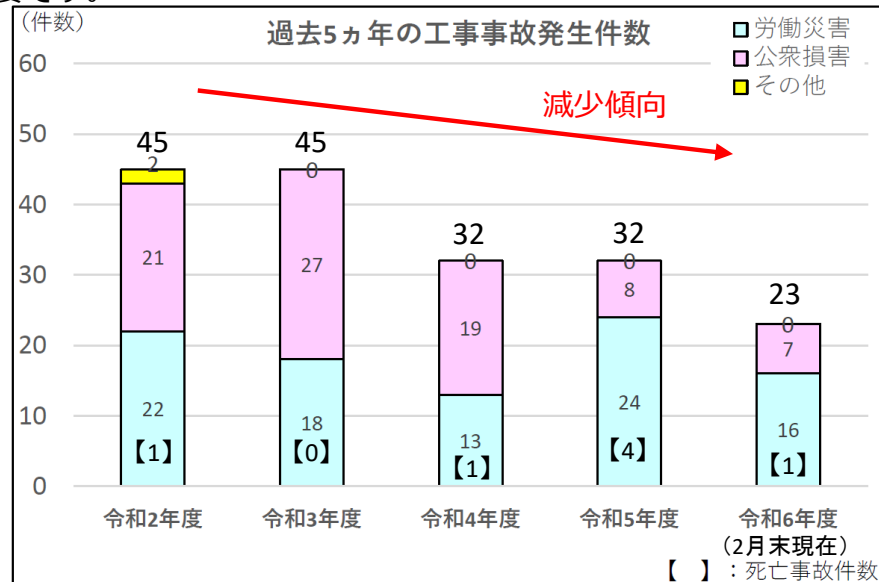
再発防止策

- 「情報収集段階でのミス」に対する再発防止対策
 - ・設計図書、台帳、現地の標示杭などの資料や情報で複数照会する。
 - ・不明点は施設管理者に確認。
 - ・台帳等は未正確の場合もあることを前提に、現地住民へのヒアリングやマンホール等での調査を実施。
 - ・埋設物は必ず試掘、目視確認し、憶測や推測での思い込み作業を行わない。
 - ・作業手順や注意点、事故事例を全員で共有し、その都度、ミーティングやKY活動で思い込みが発生しないよう注意喚起を図る。
- 「情報共有の欠落」に対する再発防止対策
 - ・埋設管の位置を現地にマーキング・掲示し、誰が見ても明確に埋設管の存在を認識できる状態にする。
 - ・事前調査や試掘で把握した埋設管の位置や種類、深さなどの情報を図面に具体的に明記し、作業前ミーティングやKY活動などで全員に周知徹底する。
- 管理体制の強化
 - ・元請より現場へ、現場経験のある職員を配置し、安全管理者として元請の監理技術者や現場代理人と同様に現場管理（準備段階から施工段階まで）を行い、管理体制強化する。

関東地方整備局 令和7年度重点的安全対策（概要版）

1. 重点的安全対策とは

工事事故の発生状況を踏まえ、重点的に安全対策を行う事項を設定することで、工事関係者に工事事故防止に努めていただくことを目的としています。平成27年度以降、工事事故は減少傾向にあります。令和6年度は死亡事故が1件発生しており、引き続き工事事故防止の取組が必要です。



3. 重点的安全対策として実施すべき内容

重点的安全対策の事故形態毎に、具体的に実施すべき内容を設定し、現場作業員一人一人への周知徹底をお願いしています。

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

(R6発生割合 9% 2件/23件)

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

(R6発生割合 35% 8件/23件 ※死亡事故1件)

III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

(R6発生割合 9% 2件/23件)

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

(R6発生割合 0% 0件/23件) ※過去3カ年発生割合 10% 9件/87件

V. 地下埋設物の損傷事故防止

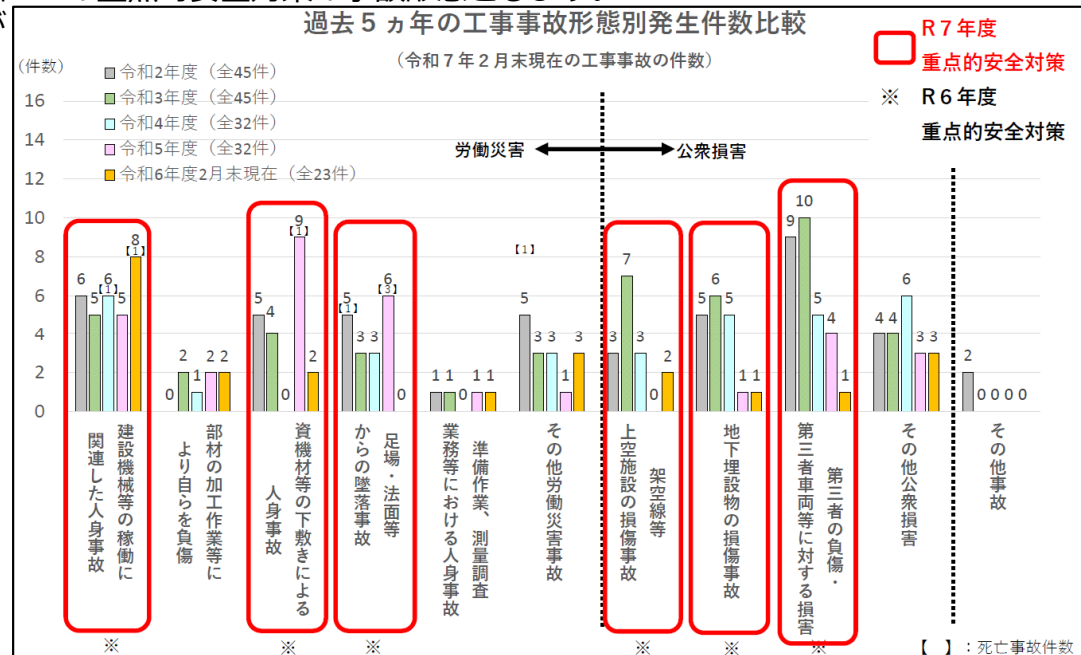
(R6発生割合 4% 1件/23件) ※過去3カ年発生割合 8% 7件/87件

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

(R6発生割合 4% 1件/23件) ※過去3カ年発生割合 11% 10件/87件

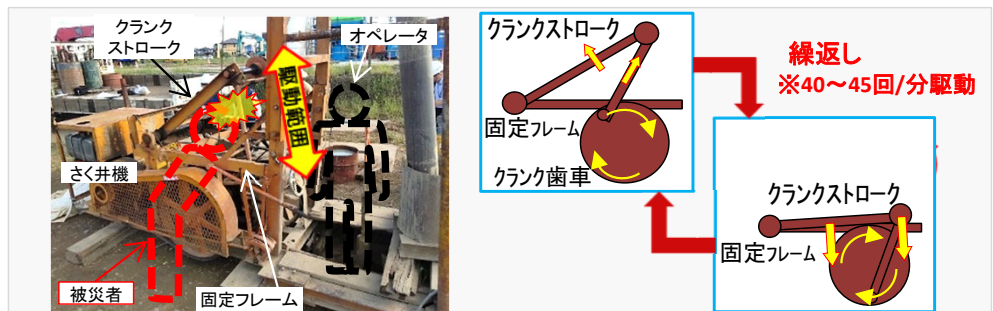
2. 工事事故の発生形態

工事事故には、様々な発生形態があります。事故が多発している発生形態や重大事故につながる恐れのある事案を考慮し、令和7年度の重点的安全対策の事故形態とします。



4. 令和7年度の重点的安全対策のポイント

令和6年度は建設機械等の稼働に関連した人身事故が引き続き多く発生しており、死亡事故も1件発生しています。建設機械等の稼働に関連した人身事故の中には、作業員が定置式建設機械の駆動部に挟まれた事案もあることから、定置式建設機械等の使用時における「歯車、ベルト、チェーン等、接触により作業員に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆いや柵を設ける等、危険を防止するための措置を講じる」ことについて、令和7年度より新たに実施すべき内容として追加しています。



地盤改良工で使用する給水用井戸のさく井中、さく井機駆動部をのぞき込んだ作業員が、さく井機に頭部を挟まれ死亡した事案

関東地方整備局 令和7年度重点的安全対策（概要版）

重点的安全対策として実施すべき主な内容

※赤字は令和7年度に追加した内容

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

【架空線対策】



①事前確認及び周知・指導の徹底

- 種類、位置等を確認するとともに、チェックリスト等を用いて、作業員へ周知、指導を徹底する。

②目印表示等の設置

- 架空線に注意が向くよう目印表示や看板等を設置する。

③適切な誘導

- 誘導員を配置し、合図を定めて誘導する。

④アーム・荷台等は下げて移動

- 必ずアームや荷台・ブームを下げて移動する。



レーザーバリア

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

①適切な施工機械の選定及び使用

- 適切な施工機械を選定し、機械の取扱説明書等を遵守する。

②誘導員の配置

- 誘導員を適正に配置する。

③作業員に対する作業方法の周知

- 必要な作業手順を周知徹底する。
- 定置式建設機械等の使用時における「歯車、ベルト、チェーン等、接触により作業員に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆いや柵を設ける等、危険を防止するための措置を講じる。

【センサーによる接触防止】



④点検・清掃時の安全確保

- 点検・清掃中に誤って機械が作動又は移動しないような措置を講じる。

III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

①危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底

- 現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査（リスクアセスメント）等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映させる。

②現場条件に応じた措置の実施

- 現場条件と施工計画とが一致しない場合は、速やかにその原因を調査分析し、現場条件を考慮した施工計画に変更し、適切な施工管理に努める。

③飛来落下等の防止対策の徹底

- 防網設備の設置、立入区域を設定する等、飛来落下等による危険防止措置を講じることを徹底する。
- 物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。
- 作業床端、開口部、のり肩等の周辺には集積しないこと。

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

①作業方法及び順序の周知

- 墜落制止用器具（安全帯）の着用など、作業方法、作業手順を周知徹底する。

②墜落防止設備の設置、使用

【墜落制止用器具の使用】

- 親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。
- 特に足場の組立て等作業時における墜落制止用器具（安全帯）の掛替え時の墜落防止対策として「墜落制止用器具（安全帯）の二丁掛」を基本とする。



③安全通路の設定、周知徹底

- 作業員が安全に移動できる通路を確保する。

④「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守

- ライフライン設置、特別教育の実施等を遵守する。

V. 地下埋設物の損傷事故防止

①事前調査、試掘の実施

- 作業に先立ち図面等の照会を必ず行う。
- 試掘は作業手順書を作成し実施する。
- 作業員にチェックリスト等を用いて留意事項を指導する。

②目印表示、作業員への周知

- 目印表示等による埋設位置の明示を行う。

③監視員の配置

- 必要に応じて監視員を配置する。

【試掘による確認】



VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

①適切な交通誘導

- 交通誘導員を適切に配置し、事前に具体的な誘導方法、合図等を確認する。

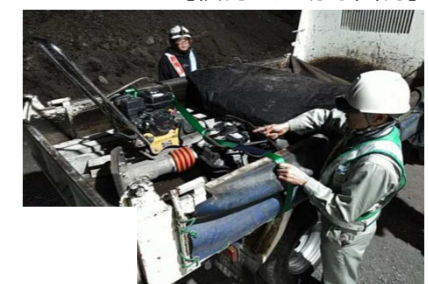
②交通関係法令の遵守

- 交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

③運搬物の安定性の確保

- 積荷の固縛措置が十分であるか確認する等、出発前に入念な対策を講じておくこと。

【積荷の適切な固縛】



VII. 事故防止

①基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施

④適正な工程管理

②安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討

⑤交通安全管理

③作業員に対する安全教育

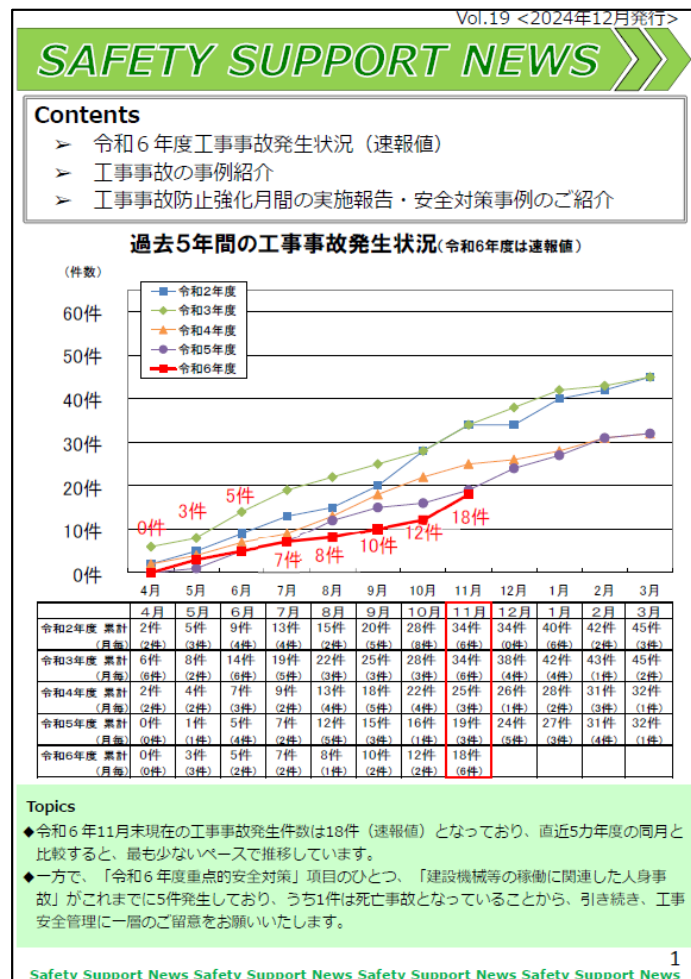
※「VII.事故防止」の重点的安全対策として実施すべき内容は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、必要に応じて厳しい措置を行うこととする。

【参考】令和6年度の取組

➤ 安全への取組として

- ・毎月毎にHPによる、工事事故発生状況の提供
- ・4半期1回の広報誌(セーフティサポートニュース)発行と建設業団体への周知
- ・安全強化月間(11月)の開催
- ・労働局と共同で安全協議会を実施し、工事・業務関係者への注意喚起
- ・重大事故発生時に注意喚起のための事務連絡の発出

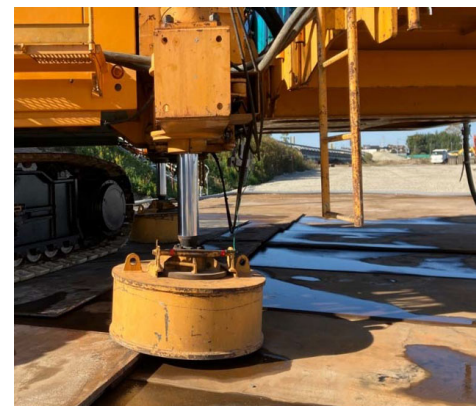
【セーフティサポートニュースの発行】



【労働基準監督署と合同安全パトロール実施】



【安全パトロールによる是正】



(アウトリガーの段差を解消)